

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 健康福祉本部母子保健福祉課

法令名	児童扶養手当法		法令の番号	昭和36年法律第238号			
不利益処分の種類	支給の制限		根拠条項	第12条の2			
処 分 基 準	児童扶養手当法第12条第2項 児童扶養手当法施行令第2条の4 児童扶養手当都道府県事務取扱準則（昭和60年8月21日 児発第705号） 児童扶養手当市町村事務取扱準則（昭和60年8月21日 児発第706号） 児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領（昭和48年10月31日 児企第48号） による						
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	母子保健福祉課	交付 機関	母子保健福祉課	目次 NO